

移動等円滑化のために必要なバス車両の構造及び設備に関する細目を定める告示

(平成十二年十一月一日 運輸省告示第三百四十九号)

(最終改正 平成十八年一二月二十日 国土交通省告示第千五百九号)

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(乗降設備)

第二条 省令第三十七条第二項第二号の国土交通大臣の定める基準は、次のとおりとする。

- 一 スロープ板の幅は、七十二センチメートル以上であること。
- 二 スロープ板の一端を縁石（その高さが十五センチメートルのもの。）に乗せた状態において、スロープ板と水平面とのなす角度は、十四度以下であること。
- 三 携帯式のスロープ板は、使用に便利な場所に備えられたものであること。

(床面の高さの測定方法)

第三条 省令第三十八条第一項の国土交通大臣の定める方法は、次のとおりとする。

- 一 省令第三十七条第二項の基準に適合する乗降口附近の床面（すべり止めを除く。以下同じ。）の地上面からの高さを測定すること。
- 二 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第六号の空車状態で測定すること。ただし、車高調整装置（旅客が乗降するときに作動できるものに限る。）を備えているバス車両にあっては、当該装置を作動させた状態で床面の地上面からの高さを測定することができる。

(車いすスペース)

第四条 省令第三十九条第七号の国土交通大臣の定める基準は、次のとおりとする。

- 一 車いすスペースの長さは、百三十センチメートル（床面からの高さが三十五センチメートル以上の部分にあっては、百十五センチメートル）以上であること。ただし、車いす使用者が同じ向きの状態で利用する車いすスペースを二以上縦列して設ける場合にあっては、車いすスペース（車いす使用者が向く方向の最前に設けられるものを除く。）の長さは、百十センチメートル以上であればよい。
- 二 車いすスペースの幅は、七十五センチメートル以上であること。
- 三 車いす使用者が利用する際に支障とならない場合にあっては、車いすスペースの前部及び後部の側端部は、平たんでなくてもよい。

(手すりの間隔)

第五条 省令第四十条第二項の国土交通大臣の定める間隔は、手すりを連続する座席三列（横向きに備えられた座席にあっては、三席）ごとに一以上含むものとする。この場合において、当該手すりは床面に垂直な握り棒でなければならない。

附 則

この告示は、平成十二年十一月十五日から施行する。